

家庭用として初めて事業化され販売されたエンタテインメントロボット

登録番号	第 00185 号		
登録年月日	平成27年9月15日	登録区分	第一種

名称 (型式等)	エンタテインメントロボット AIBO ERS-110
所在地	東京都品川区
	ソニー歴史資料館
所有者 (管理者)	ソニー株式会社
製作者(社)	ソニー株式会社
製作年	1999年
初出年	1999年
選定理由	自律型のエンタテインメントロボットである。ロボットを、人間の生活の中に取り込んだ商品として、家庭用として初めて事業化された。4足で歩行して感情を表現し、人とコミュニケーションすることで学習・成長しながら、自らの判断で行動した。開発にあたって作られた試作機も現存しており、新たな科学技術分野の創造に寄与したものとして、重要である。
登録基準	一ーハ （新たな科学技術分野の創造に寄与したもの）

公開・非公開	公開
写真	
その他参考となるべき事項	